

令和7年2月14日

令和7年2月
新潟県後期高齢者医療広域連合議会
定例会会議録

新潟県後期高齢者医療広域連合議会

新潟県後期高齢者医療広域連合議会 2月定例会
令和7年2月14日

◎ 議事日程 第1号

令和7年2月14日（金曜日）午後1時15分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
 - 第2 会期の決定について
 - 第3 発議第1号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
 - 第4 議案第1号 専決処分について
新潟県市町村総合事務組合规約の変更について
 - 第5 議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
 - 第6 議案第3号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
 - 第7 議案第4号 令和6年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 - 第8 議案第5号 令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
 - 第9 議案第6号 令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
 - 第10 一般質問
-

◎本日の会議に付した事件

	ページ
日程第1 会議録署名議員の指名について	4
日程第2 会期の決定について	4
日程第3 発議第1号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について	5
日程第4 議案第1号 専決処分について	

		新潟県市町村総合事務組合規約の変更について・・・	6
日程第5	議案第2号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について・・・・・・・・・・	6
日程第6	議案第3号	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・	6
日程第7	議案第4号	令和6年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）・・・・・・・・・・	6
日程第8	議案第5号	令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算・・・・・・・・・・	6
日程第9	議案第6号	令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算・・・・・・・・・・	6
日程第10	一般質問	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14

◎出席議員（29名）

古 泉 幸 一	波 多 恵 理	高 橋 浩 輔
馬 場 博 文	山 本 博 文	板 倉 久 徳
阿 部 守 男	森 山 一 理	鈴 木 一 郎
加 藤 秀 之	鈴 木 一 之	中 山 眞 二
田 中 立 一	横 尾 祐 子	長谷川 政 弘
遠 藤 智 子	佐 藤 定	星 野 みゆき
目 黒 哲 也	羽 田 野 孝 子	高 崎 美由貴
花 井 讓 温	中 野 和 美	宮 澤 直 子
中 野 勝 正	岸 野 雅 人	村 山 郁 夫
酒 井 久 雄	平 田 広	

◎欠席議員（1人）

神 丸 勝 博

◎説明のため出席した者

広 域 連 合 長 磯 田 達 伸

副 広 域 連 合 長	神 田 一 秋
事 務 局 長	永 井 康 生
業 務 課 長	寺 山 隆 史
総 務 課 総 務 係 長	岡 薫
総 務 課 企 画 係 長	高 橋 良 子
業 務 課 医 療 給 付 係 長	高 渡 邊 喜 子
業 務 課 資 格 保 険 料 係 長	大 澤 秀 明

◎職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	五十嵐 草 子
議 会 事 務 局 員	皆 川 良 太
議 会 事 務 局 員	中 村 栞 理

午後 1 時 15 分 開議

○議長（古泉幸一）

会議に先立ち、諸般の報告をいたします。

内容につきましては、お手元に配付のとおり、監査結果の報告です。監査委員より、昨年 8 月から本年 1 月までに行われた定期監査の結果及び例月現金出納検査の結果についての提出がありました。検査の結果、計数等はいずれも正確で、出納事務についても適正であると認められたというものです。ここに御報告を申し上げます。

○議長（古泉幸一）

これより、令和 7 年 2 月新潟県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は 29 名であり、地方自治法第 292 条において準用する同法第 113 条の規定による定足数に達しております。

△日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（古泉幸一）

それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 74 条の規定により、議長において、高橋浩輔議員及び酒井久雄議員を指名いたします。

△日程第 2 会期の決定について

○議長（古泉幸一）

次に、日程第 2、会期の決定について議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

△日程第 3 発議第 1 号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護
に関する条例の一部改正について

○議長（古泉幸一）

次に、日程第 3、発議第 1 号「新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

発議第 1 号は、会議規則第 37 条第 2 項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、提案理由の説明を省略することに決しました。次に、本件について、質疑、討論を省略し、直ちに採決をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。これより、発議第 1 号「新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

△日程第 4 議案第 1 号 専決処分について
新潟県市町村総合事務組合理約の変更について

△日程第 5 議案第 2 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の

整理に関する条例の制定について

- △日程第6 議案第3号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- △日程第7 議案第4号 令和6年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- △日程第8 議案第5号 令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- △日程第9 議案第6号 令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

次に、日程第4、議案第1号「専決処分について 新潟県市町村総合事務組合 規約の変更について」から日程第9、議案第6号「令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」までを一括議題といたします。

広域連合長の説明を求めます。

◎広域連合長（磯田達伸）

はい。議長。

○議長（古泉幸一）

磯田広域連合長。

[広域連合長、登壇、説明]

◎広域連合長（磯田達伸）

広域連合長の磯田でございます。令和7年2月広域連合議会定例会の開催にあたりまして、後期高齢者医療制度の運営に対し、広域連合議会及び被保険者の皆様から、御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

昨年の12月2日から、保険証の新規発行が終了し、マイナンバーカードの保険証利用が本格的に開始となりました。後期高齢者医療制度開始以来の大きな改革となりましたが、市町村と連携し取り組んできた結果、医療機関窓口において、大きな混乱はなかったものと考えております。令和7年には、高額療養費の自己負担限度額の見直しが行われる予定です。被保険者の皆様が安心して適切な医療

を受けられるよう、市町村と連携し、制度改正の周知・広報などの必要な支援を引き続き行ってまいります。

それでは、本日提案いたしました 議案第 1 号から第 6 号について、御説明いたします。

始めに、議案第 1 号は、専決処分についてです。これは、新潟県市町村総合事務組合規約の変更に関する専決処分の報告です。新潟県市町村総合事務組合と構成市町村等が共同で処理する事業において、令和 7 年 4 月 1 日から新たに妙高市を加えることに伴い、規約を変更するものです。新潟県市町村総合事務組合の国への許可申請期限までに議決する必要があったことから、昨年 11 月 27 日付けで、専決処分をさせていただいたものです。

次に、議案第 2 号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてです。

これは、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関連する当広域連合所管の条例 3 件を一括で改正する「整理条例」を制定するもので、施行日は、法律の施行にあわせ、令和 7 年 6 月 1 日となります。

議案第 3 号は、新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてです。これは、国の低所得者に対する保険料軽減措置に係る所得判定基準を見直すとともに、所要の整理を行うものです。

次の議案第 4 号、令和 6 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、特別高額医療費共同事業拠出金及び諸支出金において予算に不足が生じる見通しとなったことから、所要の経費について 1,047 万 9,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を、2,985 億 3,731 万円とするものです。

次の議案第 5 号は、令和 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてです。これは、広域連合の運営に係る事務経費を計上するものであり、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 17 億 8,290 万 6,000 円とするものです。

次の議案第 6 号、令和 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、主に、後期高齢者医療制度の給付に係る経費を計上するものであり、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 3,059 億 4,755 万 7,000 円とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（古泉幸一）

次に、事務局長から本件につきまして、補足説明の発言を求められておりますのでこれを許可いたします。

◎事務局長（永井康生）

はい。議長。

○議長（古泉幸一）

永井事務局長。

[永井事務局長、自席、説明]

◎事務局長（永井康生）

概要の表紙をおめくりいただき、1ページをお開きください。

令和7年2月定例会提出議案の、専決第1号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更についてです。

おめくりいただいて3ページです。

始めに、規約変更の理由です。当広域連合が加入する「新潟県市町村総合事務組合」と構成市町村等が共同で処理する事業において、令和7年4月1日から妙高市を加えることに伴う規約の変更です。

次に専決処分とした理由については、規約の変更に際し、新潟県市町村総合事務組合へ提出する規約変更協議書の提出期限が本年1月17日となっており、それまでの間に議会の招集が困難であったことから昨年11月27日付けで専決処分をさせていただいたものです。

次に、7ページを御覧ください。

議案第2号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」です。

おめくりいただいて9ページです。

始めに、制定の理由です。「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」が令和7年6月1日から施行されることに伴い、当広域連合所管の条例3件を整理条例として一括で改正するために制定するものです。

次に、条例制定の概要について御説明します。本条例は、「刑法等の一部を改正する法律」において、「懲役」「禁錮」を廃止し、「拘禁刑」が創設されることとなり、所要の改正を行うものです。施行日は、刑法等の一部を改正する法律の施行日である本年6月1日となります。

続いて、11ページを御覧ください。議案第3号「新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」です。

おめくりいただいて13ページです。19ページ、「議案第3号 参考資料」をあわ

せて御覧ください。一部改正の主な内容については、低所得者の均等割額を減額する基準を変更し、対象者を拡充します。具体的には、所得判定基準における同一世帯の被保険者数に乗ずる金額を、5割軽減では29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減では54万5,000円から56万円にそれぞれ引き上げ、対象者の拡充を図るものです。これによる影響人数としては、5割軽減では、2割軽減からの移行に伴い2,090人が増加し、2割軽減では、新たに2割軽減対象となる方よりも、5割軽減へと移行する方が多く、174人が減少するものと見込んでいます。その影響額については、記載のとおりです。改正条例の施行日は、本年4月1日です。

次に、21ページを御覧ください。

議案第4号、「令和6年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」です。

おめくりいただき、23ページ、「補正額」は、歳入歳出予算ともに1,047万9,000円の増額です。「補正理由」は、特別高額医療費共同事業拠出金及び諸支出金のうち保険料還付金および、償還金が不足することから所要の経費を増額するものです。財源については、医療財政調整基金からの繰入金を充当することとしています。

次に、当初予算（案）について、説明します。25ページを御覧ください。

議案第5号「令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」です。

おめくりいただいて、27ページ「議案第5号 関係資料」です。予算総額は歳入歳出ともに、17億8,290万6,000円で、前年度と比べ7,016万3,000円の減、率にして3.8%の減となっています。

【歳入予算】の主なものについて御説明します。

分担金及び負担金は、事務局の運営にかかる費用を共通経費負担金として、各市町村から御負担いただくもので、17億8,147万7,000円です。なお、参考として市町村別の内訳を、29ページの資料に記載しています。国庫支出金は、被保険者、医療関係者、行政関係者等の意見を聴取する場として設定している医療懇談会の運営に対する交付金で71万円です。

次に、【歳出予算】の主なものを御説明します。総務費では、一般管理事務費として、事務局運営費及び、特別会計の事務経費に対する繰出金を計上し、職員派遣関係経費として、総務課等職員の人件費負担金などの経費を計上しています。増減の主なものとして、減額となった主な理由を記載していますが、その理由としては、システム更改終了に伴い、特別会計予算への繰出金が減少したことによるものです。

次に31ページ、議案第6号「令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」です。

おめくりいただいて33ページ、予算総額は3,059億4,755万7,000円で、前年

度に比べ、103億1,266万7,000円、3.5%の増となっています。

【歳入予算】の主なものについて説明します。市町村支出金のうち保険料等負担金は、市町村で徴収いただいています保険料と、低所得者などに対する保険料軽減分の負担金、療養給付費負担金は、歳出の療養諸費のうち、公費負担対象者分について、市町村における公費負担分12分の1をそれぞれ市町村から御負担いただくものです。なお、「市町村支出金」の市町村別の内訳を、35ページに記載しています。国庫支出金、県支出金、支払基金交付金につきましては、療養給付費などの対象経費を基にした、それぞれの法定負担率による負担額となっています。また、繰入金のうち、事務費繰入金については、医療給付にかかる事務的経費の財源として一般会計から繰り入れるもの、医療財政調整基金繰入金は、保険料の上昇抑制のために当広域連合に設置しております医療財政調整基金から必要額を繰り入れるものです。

続いて【歳出予算】です。総務費では、総務管理費として、業務課職員の人件費負担金を含む業務一般管理事務費、資格確認書の作成や審査支払電算処理などの医療給付経費、電算システム経費のほか後発医薬品差額通知事業や重複・頻回受診者訪問相談事業といった医療費適正化推進事業にかかる経費などです。保険給付費は、医療等の給付にかかる費用で、療養諸費として、療養給付費、食事・生活療養費などの経費、加えて、高額療養諸費、その他医療給付費として葬祭費を計上しています。

次の保健事業費では、健康診査事業費については、市町村から協力をいただきながら実施しています健康診査と歯科健康診査の市町村への業務委託料、その他健康保持増進事業については、低栄養・歯科・服薬に関する訪問相談事業に係る経費などの低栄養・重症化予防業務委託料、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業に係る委託料、市町村が実施する保健事業に対する特別対策補助金などです。

表下段に記載しています「増減の主なもの」について説明します。増額となった主なものは、一つ目の療養給付費及び二つ目の高額療養費については、被保険者の増加により給付費が増加する見込みであることによるものです。

減額の主な要因については、一般会計でも御説明させていただきましたとおり、標準システムのクラウド化が終了したことに伴い、対応業務が減少したことによるものです。以上で、議案第1号から第6号の補足説明を終わります。

○議長（古泉幸一）

それでは、これより議案第1号「専決処分について 専決第1号 新潟県市町村総合事務組合理約の変更について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号「専決処分について 専決第1号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について」を採決いたします。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、本件は原案のとおり承認されました。

○議長（古泉幸一）

次に、議案第2号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（古泉幸一）

次に、議案第3号「新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質

疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号「新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（古泉幸一）

次に、議案第4号「令和6年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号「令和6年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（古泉幸一）

次に、議案第5号「令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算に

ついて」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより議案第5号「令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（古泉幸一）

次に、議案第6号「令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより議案第6号「令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

△日程第10 一般質問

○議長（古泉幸一）

次に、日程第 10、通告がありましたので、発言を許可します。なお、質問をする際は、通告した内容の範囲内での質問とし、通告した内容から外れることのないよう、お願いいたします。質問回数は3回までとなりますが、初回は登壇席から、2回目以降につきましては議席から発言をお願いいたします。なお、申し合わせによりまして、あらかじめ発言時間の制限をいたしております。発言時間は、1人概ね15分以内、答弁を含めて30分以内となっております。

◆提出者（中野和美）

はい。議長。

○議長（古泉幸一）

中野和美議員。

〔中野和美議員、登壇、説明〕

◆提出者（中野和美）

田上町より選出されました中野和美と申します。一般質問をさせていただきます。

後期高齢者医療制度の改正についてです。

「後期高齢者の医療費は、窓口負担を除いて約4割が現役世代の負担する支援金で、賄われており、少子高齢化が進む中、後期高齢者の医療費は今後さらに増えていくと見込まれるため、全ての国民が、年齢に関わりなく、その負担能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことが重要」と国は進言しています。

このような考えに基づき、後期高齢者医療制度の保険料について令和5年に法律改正が行われ、令和6・7年度の保険料に反映されました。

しかしながら、公平に負担及び支え合う前提であるはずの保険料負担ですが、国は定年延長、生涯現役を推奨する傾向にある中、協会けんぽや企業の保険組合から75歳以上を一律に後期高齢者医療制度に移行することとしています。現状として、75歳を過ぎても現役で働く方も数多く存在し、これは本来、企業が

自社の社員に負担すべき保険料を税や全国民で負担していることと同様であると考えられます。

国勢調査に基づいた統計では2020年における75歳以上の就業者数は約200万人、80歳以上が80万人弱でした。就業者の中で男性では75から79歳の28%、80から84歳の5.1%、女性では75から79歳の21.4%が正規雇用となっています。所得のある方は、ある程度の医療費を負担しても、安心して医療を受けられますが、所得の低い方ほど、医療費が生活に直面する出費となるため、所得に応じた高額療養費制度があったとしても、上限までの高額な医療や高価な薬価の利用を断念する傾向があります。

また、新潟県後期高齢者医療広域連合の令和5年の試算で、これまでの制度のままでは、令和6・7年の2年分で79.5億円の不足額が発生することから、剰余金・基金を共に取り崩しても、令和6・7年度の保険料が引き上げられる結果となりました。高額な薬の保険適応、高度先進医療により、後期高齢者医療費の総額は益々増え続ける一途をたどっています。一人当たりの医療費も上がっています。75歳を過ぎると病気へのリスクは格段に高まります。医療費が生活に支障をきたすことが無いように制度設計された皆保険であったはずですが、

伺います。

(1)新潟県においても今後、このままの制度で進めた場合、制度維持ができるのでしょうか。今後どのような対策が考えられているのでしょうか。

(2)次に、後期高齢者医療保険の加入対象者を75歳以上一律とするのではなく、現役で就労している方は、以前のように協会けんぽや企業の保険組合の加入に戻すなどの改正を、国は検討する必要があるのではないのでしょうか。

(3)次に、新潟県後期高齢者医療広域連合から、制度改正への提言は可能と考えられますが、いかがでしょうか。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（古泉幸一）

磯田広域連合長。

◎広域連合長（磯田達伸）

ただ今の中野議員の御質問にお答えしたいと思います。

平成20年度に後期高齢者医療制度がスタートして以降、社会情勢、本当にいろいろな変化があつて、少子高齢化による人口構成の変化や医療費そのものの増大

と、御指摘のような大きな環境変化があった訳であります。そういう中で、この制度を持続可能なものとするためには、どうしたらいいのかということで、ある意味、御提言も含めた御質問かと思いました。

御指摘のように、全世代の能力に応じた費用負担、あるいは給付の見直し、これは、必要であると私も考えております。

これは、もちろん、県単位の広域連合の解決できる問題ではないのかなと、そうではなくて、国全体の、例えば、医療制度の中で、見直さなければいけないところではないのか、例えば、高齢者の1割負担というものを3割負担に変えるとか、あるいは、いろいろな治療の保険適用を見直すとかですね。そういった根本的な医療の改革がなされないと、それぞれの議員の皆様の自治体でも、医療制度の継続というものが非常に厳しくなって、新潟県全体も医療の再編ということを今、第一の課題にしている訳であります。そうした国全体のまず、医療制度の問題があるということ。

それと、御指摘のあった負担ということでは、現役世代がもの凄く大きな負担を強いられて、そして、可処分所得が少なくなって、結婚もできない、子供も産めないというような、それが、人口減少の大きな原因、要因になっているという指摘もある訳であります。こうした中で、どのように持続可能な制度設計ができるかということは、まさに国を挙げて検討すべき課題かなと思っております。御承知のとおり、議員の皆様の地元の市長会、町村会といった地方団体は、かねてからこの問題については、改善といいますか、制度改革の提言をしている訳ですが、当広域連合といたしましても機会をとらえて、こうした国全体の持続可能な制度設計の取組みを訴えていきたいと思っております。また、我々のできる限度はありますが、例えば保険料の適正な見直しとか、あるいは保健指導、あるいは後発医療品の普及啓発など、出来ることは精いっぱい、目いっぱいやりながら、医療費削減に取り組んで、安定的な制度運用を心がけていきたい、努めていきたいと考えております。

是非、議員の皆様におかれましては、それぞれの地元の首長、あるいは市民、住民の皆様とお力を合わせながら、国民全体の課題としての社会保障制度改革、特に医療改革、社会保険制度改革、こういったものについての御発言、御提言をしていただければ有難いと思っている次第であります。当広域連合としてもしっかりと取り組んでまいります。以上であります。

◆提出者（中野和美）

議長。

○議長（古泉幸一）

中野和美議員。

◆提出者（中野和美）

連合長より、とても心強いお話をいただきました。本当にそのように、皆で一丸となって声を大にして、伝えていかなければいけないことだと思います。私は、国民皆保険という制度は、本当に日本の素晴らしい制度だと考えています。ですから、制度が順調に運用されるよう、私たち議員はしっかりと見ていかなければならないのだと考えています。そのような、連合長がお話されるようなしっかりと機会をとらえていきたいという発言をいただきましたので、私は安心しました。私の任期は春までであると思いますので、今回、皆さんで気持ちを1つにさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。2回目の質問を終わります。答弁は結構です。

○議長（古泉幸一）

以上をもって、一般質問を終結いたします。

これで、本日の日程は全て終了しました。

以上をもちまして、令和7年2月新潟県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。御苦勞様でした。

午後1時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議長

古泉 幸一

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

高橋 若輔

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

酒井 久雄